

## 二本松市高齢者の公共交通運賃無料化事業について

## 1 目 的

住み慣れた地域でいつまでも暮らせる自立と安心のまちづくりを目指して、高齢者の積極的な社会参加と公共交通の利用促進を図るとともに運転免許証を自主返納した高齢者を支援するため、移動手段となる公共交通機関の運賃無料化を実施する。

※高齢者…75歳以上の者（75歳に達する日の属する月にある者を含む。）

## 2 運賃無料化の対象とする公共交通機関について

- ①福島交通㈱が運行する路線バスのうち市内全路線
- ②協和交通㈱が運行する岳・本宮線
- ③二本松市コミュニティバス（安達・岩代・東和地域）
- ④二本松市デマンド型乗合タクシー（安達・岩代・東和地域）
- ⑤福祉巡回車両（ようたすカー）（二本松地域）

## 3 無料化の手法

利用希望者からの申請により、高齢者無料乗車証（ICカード）を交付する。

福島交通㈱路線バスについては、この高齢者無料乗車証のIC部分を利用して読取機に触れる（乗降車時）ことにより運賃を精算し、無料化する。

他の交通機関については、高齢者無料乗車証を運転手に提示することにより無料化する。

## 4 各公共交通機関の運賃無料化の概要

## (1) 福島交通㈱が運行する路線バスのうち市内全路線

## ア) 運用内容

- ①市内に住所がある75歳以上の者を無料とする。
- ②無料対象エリアは市内までとし、市外への利用については市内末端バス停までを無料とする。
- ③申請によって、高齢者無料乗車証を交付する。

## イ) 利用方法

利用者は福島交通㈱路線バスに乗車及び降車する際、高齢者無料乗車証を車内のカード読取機にタッチする。（整理券の使用は不要。なお、市外の乗車区間の運賃は自己負担となるため現金で支払う。）

## (2) 協和交通㈱が運行する岳・本宮線

## ア) 運用内容

- ①市内に住所がある75歳以上の者を無料とする。
- ②無料対象エリアは市内までとし、市外への利用については市内末端バス停

までを無料とする。

③申請によって、高齢者無料乗車証を交付する。

イ) 利用方法

利用者は、乗車及び降車時に高齢者無料乗車証を運転手に提示して確認を受ける。運転手は、高齢者無料乗車証ナンバーと乗車区間を記録する。(市外の乗車区間の運賃は、自己負担となるため現金で支払う。)

(3) 二本松市コミュニティバス (安達・岩代・東和地域)

ア) 運用内容

①市内に住所がある75歳以上の者の使用料を無料とする。

②申請によって、高齢者無料乗車証を交付する。

イ) 利用方法

利用者は乗車及び降車時に高齢者無料乗車証を提示して運転手の確認を受ける。

(4) 二本松市デマンド型乗合タクシー (安達・岩代・東和地域)

ア) 運用内容

①市内に住所がある75歳以上の者の使用料を無料とする。

②申請によって、高齢者無料乗車証を交付する。

イ) 利用方法

利用者は乗車及び降車時に高齢者無料乗車証を提示して運転手の確認を受ける。

(5) 福祉巡回車両 (ようたすカー) (二本松地域)

ア) 運用内容

①市内に住所がある75歳以上の者の使用料を無料とする。

②申請によって、高齢者無料乗車証を交付する。

イ) 利用方法

利用者は乗車及び降車時に高齢者無料乗車証を提示して運転手の確認を受ける。

5 今後のスケジュール

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 各公共交通機関との調整   | 平成30年 9月～  |
| (2) 関係例規の制定、改正    | 平成30年12月   |
| (3) 無料化の周知        | 平成31年 2月   |
| (4) 高齢者無料乗車証の申請受付 | 平成31年 3月   |
| (5) 無料化の開始        | 平成31年 4月1日 |